

事業所名

みなぼっけ

支援プログラム（参考様式）

作成日

令和8年

3月

13日

法人（事業所）理念	事業所は、障害児が生活能力の向上の為に必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、障害児の身体及び精神の状況を並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。指定児童発達・放課後等デイサービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、通所給付決定保護者の所在する市区町村、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする					
支援方針	一人ひとりの子どもの発達や障害の特性を理解し、寄り添った療育プログラムを組み、集中力がない・運動が苦手・筋力や体力に不安があるお子様にも最適な支援を行う					
営業時間	9時	0分	18時	0分	送迎実施の有無	あり なし
支 援 内 容						
本人支援	健康・生活	健康状態の維持・改善 生活リズムや生活習慣の形成 基本的な生活スキルの獲得				
	運動・感覚	姿勢と運動・動作の向上・動作の補助的手段の活用 保有する感覚の総合的な活用				
	認知・行動	認知の発達と行動の習得 空間・時間・数等の概念形成と習得 対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得				
	言語 コミュニケーション	言語の形成と活用・言語の受容及び表出 コミュニケーションの基礎的能力向上 コミュニケーション手段の選択と活用				
	人間関係 社会性	他者との関わりの形成 自己の理解と行動の調整 仲間作りと集団への参加				
家族支援					移行支援	
地域支援・地域連携					職員の質の向上	
主な行事等						